

令和7年度狩猟免許試験(冬期)のお知らせ

●日程

一次試験 わな猟・第1種銃猟	二次試験 わな猟	実施日		会 場	住 所
		令和8年 1月25日	(日)	諫早文化会館	諫早市宇都町9-2
				島原振興局	島原市城内1-1205
				佐世保市労働福祉センター	佐世保市稲荷町2-28
				五島振興局	五島市福江町7-1
				壱岐振興局	壱岐市郷ノ浦町本村触570
				対馬市峰地区公民館	対馬市峰町三根451

※わな猟については、一次試験合格者に対し、同日に二次試験まで行います。

第1種銃猟については、下記のいずれかの会場で二次試験を受験できることをご確認のうえ申し込みください。

※会場の収容量の都合により、多数の申し込みがあった場合は受付を締め切る場合がございます。

※会場駐車場には限りがありますので、公共交通機関の利用にご協力ください。

※やむを得ず、お車で来場される方は受験時間に限り県庁駐車場の無料処理を行いますが、駐車場開場は9:00からです。

また、県庁以外の駐車場をご利用の場合は個人負担となります(無料処理できません)ので、ご注意ください。

なお、駐車場混雑による遅刻に対して特例入場などの措置は取りませんのでご注意ください。

第1種銃猟 二次試験	2月12日	(木)	五島振興局	五島市福江町7-1
	2月16日	(月)	諫早文化会館	諫早市宇都町9-2
	2月19日	(木)	佐世保市労働福祉センター	佐世保市稲荷町2-28

※第1種銃猟の一次試験合格者が対象です。一次試験終了後、受験日時を確認・調整を行います。

第1種銃猟は、試験の性質上、受験者少数の会場では二次試験が実施できず、他会場での受験となる場合がありますのでご了承ください。

試験の種類	・わな猟免許(わなが使用できる免許) ・第1種銃猟免許(装薬銃及び空気銃が使用できる免許)
受験資格	・長崎県内に現に住所を有し、狩猟免許試験の日に次の年齢に達している者 [わな猟]:18歳 [第1種銃猟]:20歳 ・精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれのある病気として環境省令で定めるもの※にかかっていない者 ※統合失調病、そううつ病(そう病、うつ病を含む)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの等を除く)ほか ・麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でない者 ・自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者でない者 ・狩猟免許取消し等の処分を受けた場合にあっては、一次試験受験日が処分を受けた日の翌日から3年を経過している者(例:処分日が1/1であれば受験日は3年後の1/2以降)

試験科目 及び時間 ・わな猟の一次 ・第1種銃猟の一次 ・わな猟の二次	【一次試験】(わな猟、第1種銃猟)	
	9:30～9:40	受付
	10:00～11:50	知識試験 ①鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関すること ②鳥獣に関する知識 ③鳥獣の保護管理に関する知識 ④猟具に関する知識 *既に他種の狩猟免許を所持している方は、一次試験の上記①～③が免除されます。
	10:30～	適性試験 視力、聴力、運動能力
	14:00～	【二次試験】(わな猟の一次試験合格者に限る) 技能試験 ①猟具の判別 ②猟具の架設 ③鳥獣の判別 (注)受験者数の多寡により時間が前後することがあります。
試験科目 (第1種銃猟の二次)	【二次試験】(第1種銃猟) *一次試験合格者に対し、記載日程のとおり実施(受付:9:30～、技能試験:10:00～) 技能試験 ①銃器の点検、分解及び結合 ②装填、射撃姿勢、脱包 ③団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受け渡し ④休憩時の銃器の取扱い ⑤圧縮等、装填、射撃姿勢 ⑥距離の目測 ⑦鳥獣の判別	
提出書類	申請にあたっては、下記①～⑤の書類を整えて、持参又は郵送により提出 ①狩猟免許申請書(1試験種類ごと)(注1) ②手数料納付済申出書(注1) ③銃砲等の所持許可証の写し又は医師の診断書(注2) ④写真1枚(注3) ⑤住民票等の住所地(住民票上の住所)が確認できる公的書面の写し(注4) ⑥切手を貼った返信用封筒(受験票送付用)(注5) (注1)申請書様式等は「提出先及び問い合わせ先」に記載の各振興局で配布の他、県HPからダウンロードできます。 (注2)銃砲所持許可を取得されている方はその許可証の写し、それ以外の方は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない者であることが確認できる県指定様式の診断書(発行からおおむね3月以内のもの) ※診断書は、精神保健指定医以外の医師が作成したもので構いません。 (注3)申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のタテ・ヨコ3.0×2.4cmの写真で、裏面に氏名と撮影年月日を記載したもの。白黒・カラーどちらでも可。 申請書等に貼り付けずに提出してください。 (注4)住民票の写しは個人番号の記載されていないもの、もしくは省略されているものに限りません。 マイナンバーカードのコピーは表面のみとしてください。 (裏面は個人番号の記載があるため法定目的以外でコピーすることが禁止されています) 運転免許証及び従来の健康保険証は住所の確認書類として利用できません(住民票上の住所でない場合があるため)。 (注5)長形3号(120×235mm)以上の大きさの封筒に送付に必要な額面の切手を貼付したもの ※長形3号の封筒の場合は110円分の切手を貼付ください。 ※受験票は試験の1週間着前を目処に受験者に送付します。	
受付期間	令和7年11月4日(火)から11月28日(金)まで ※郵送による申請分は受付期間内必着	

申請手数料	下記受験区分に応じた金額を納付書で納付してください。 納付書は各管轄振興局や関係行政機関等の窓口で配布します。 納付書の入手方法および納付書を利用した手数料納付の方法は別添資料を参照してください。 ※納付書の交付は原則として窓口交付とします。 郵送交付を希望される場合などは、管轄振興局へ個別にご相談ください。 【手数料金額】 ①新規受験者 5,200円／1試験種類当たり ②他種類免許所持者 3,900円／1試験種類当たり ※受験の有無に関わらず、申請手数料の返還はできません。
-------	--

感染症対策	①次に掲げる項目に該当する方は、当日の受験は控えていただくようご協力をお願いします。 ・発熱などの風邪症状がある方 ・保健当局等から自宅待機等の要請や指示を受けている方 ②受験時の基本的な感染防止策にご協力をお願いします。 ・手指消毒などにご協力ください ・不正防止の観点からも試験会場における他の受験者との会話などの接触は慎んでください ※体調異常等により欠席された場合、試験の延期等により受験ができなくなった場合でも、申請手数料の返還はできませんので、予めご了承ください。
-------	---

●提出先及び問い合わせ先

申請書の提出及びお問い合わせはお住まいの地域を管轄する振興局へお願いします。

部 署	住 所	電話番号
県央振興局農林部農業企画課	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8	0957-22-0389
島原振興局農林水産部農業企画課	〒855-0835 島原市西八幡町8509-2	0957-62-3610
県北振興局農林部農業企画課	〒859-6325 佐世保市吉井町大渡80	0956-41-2033
五島振興局農林水産部農業振興普及課	〒853-8502 五島市福江町7-1	0959-72-5115
壱岐振興局農林水産部農業振興普及課	〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触678-7	0920-45-3038
対馬振興局農林水産部農業振興普及課	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	0920-52-4011

*長崎振興局では受け付けていません。長崎市内にお住まいの方は県央振興局へ持参又は郵送により提出ください。

*西海市の管轄は県央振興局です。西海市内にお住まいの方は県央振興局へ持参又は郵送により提出ください。

その他	以下は申請希望者向けの参考情報であり、県へお問い合わせいただいてもお答えできません。 ●受験予定者向け講習会(一般社団法人長崎県猟友会主催)について …例年、狩猟免許試験受験希望者を対象に一般社団法人長崎県猟友会が試験のための講習会を開催しています。詳細については、開催日等決定次第、県HPで公表します。 ●免許取得にかかる助成について …一定条件で免許取得経費の助成制度を市町が設けています。住所地の市役所・町役場へお問合せください。
-----	---

最終合格発表	令和8年3月6日(金) 9:30 受験番号を県庁ロビー及び振興局に掲示するとともに県ホームページで公表します。 なお、後日狩猟免許等を本人あて郵送します。 また、上記の問合せ先及び県庁農山村振興課で本人の求めに応じて成績情報提供(保有個人情報の提供)を行います。 ・情報提供内容:知識試験総合得点、技能試験総合得点 ・提供期間:令和8年3月6日～4月3日まで ・本人確認のために顔写真付きの公的身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の持参が必要です ・電話での情報提供には応じられません かならず、ご本人が情報提供場所へお越しいただく必要がありますのでご注意ください
--------	--